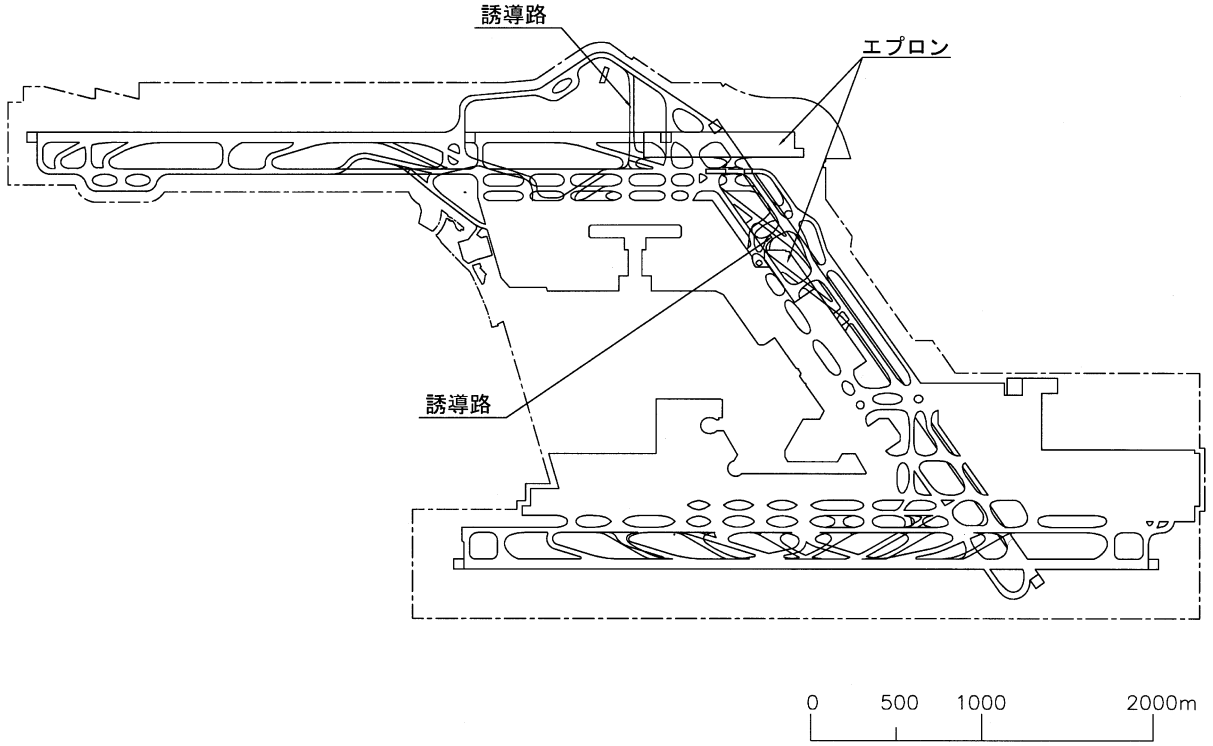
別図　成田国際空港



○関東信越厚生局告示第五号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構中信松本病院	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院	長野県松本市大字寿豊丘八百十一番地
独立行政法人国立病院機構松本病院	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院	長野県松本市村井町南二丁目二十番三十号

○関東信越厚生局告示第六号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十三年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構長野病院	独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター	長野県上田市緑が丘一丁目二十七番二十一号

○関東信越厚生局告示第七号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十四年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構栃木病院	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	栃木県宇都宮市中戸祭一丁目十番三十七号

○関東信越厚生局告示第八号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十五年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	神奈川県横須賀市野比五丁目三番一号

○関東信越厚生局告示第九号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十五年十月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構さいがた病院	独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター	新潟県上越市大潟区犀潟四百六十八番地一

○関東信越厚生局告示第十号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智